

編集／鹿児島県 発行／鹿児島県広報協会

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 TEL:099-286-2111 内線2095 FAX:099-286-2119

鹿児島県ホームページアドレス <http://www.pref.kagoshima.jp/>

KAGOSHIMA

2面 かごしま安全・安心まちづくり宣言！

3面 かごしまのうんまか魚を食卓に。/ 県の事務が一部の市町村に移ります。

4面 情報ボックス / 特産品プレゼント

平成19年4月1日

地域振興局・支庁を設置します。

県では、組織機構改革の一環として、地域における県政の総合拠点となる地域振興局・支庁を設置します。

【再編する出先機関】

総務事務所（自動車税管理事務所を含む）

保健所

福祉事務所

農林（水産）事務所

農業改良普及センター

耕地事務所

土木事務所

港湾事務所

支 庁

地域特性に即した総合行政の推進

新たな行政需要への対応
効率的な組織運営などへの対応

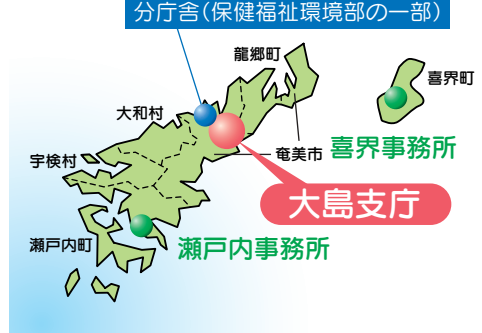
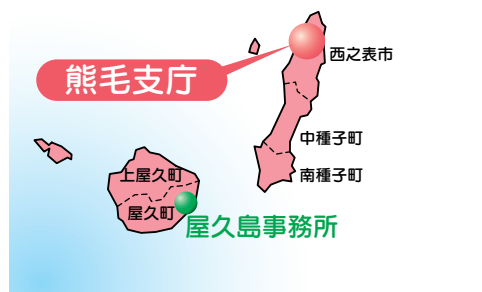
地域振興局
支 庁
各地域における県政の総合拠点

地域振興局・支庁の設置場所および所管区域

平成19年度～21年度

- ……地域振興局・支庁
- ……分庁舎
- ……支所など

（注）地図上の印は、庁舎の位置を表します。
・分庁舎は地域振興局・支庁の業務の一部を所管します。



〈標準的な組織体制〉

※部および課名は仮称

地域振興局
支 庁

総 務
企 画 部

総務企画課
県税課

- ▶ 全体の総務・企画関係業務
- ▶ 県税・旅券・県民生活関係業務
- ▶ 商工・労働・観光関係業務

保健福祉
環 境 部

健康企画課
衛生・環境課
地域保健福祉課

- ▶ 保健関係業務
- ▶ 衛生・環境関係業務
- ▶ 福祉関係業務

農 林
水 産 部

農林水産総務課
農政普及課
農村整備課
林務水産課

- ▶ 農政・農業改良普及関係業務
- ▶ 農村整備関係業務
- ▶ 林務水産関係業務

建 設 部

建設総務課
土木建築課
河川港湾課

- ▶ 土木建築関係業務
- ▶ 河川港湾関係業務

〈経過措置期間中（平成19年度～21年度）における支所などの設置〉

区 域 名	支所などを設置する市町	支所などを設置する部			
		総務企画部	保健福祉 環 境 部 （保健所）	農林水産部	建設部
鹿児島	鹿児島市				（港湾）
	日置市				
南 薩	指宿市				
	薩摩川内市（甑島）				
北 薩	出水市				
	大口市				
始良・伊佐	湧水町				
	霧島市				
大 隅	曾於市			（※1）	
	志布志市				（港湾）

※1) 支所内の組織として「曾於畑地かんがい農業推進センター（仮称）」を設置します。
（同センターは平成22年度以降も支所として継続して設置）

※2) 平成22年度には、支所などの機能を地域振興局などに集約しますが、その後も各地域の特性などを勘案し、必要に応じ駐在機関などを設置します。

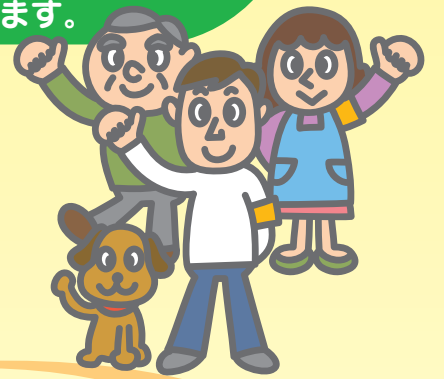
問い合わせ先：県庁人事課 行政管理局 ☎099-286-2117

かごしま安全・安心まちづくり宣言!

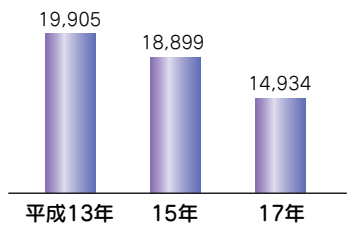
「鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」が平成19年4月1日から施行されます。

「かごしま」の安全度

県内の犯罪件数は、平成13年の19,905件をピークに減少していますが、放火や強制わいせつなど重要犯罪の発生、不審者による子どもへの声かけ事案の多発など、県民が不安を感じる犯罪が増加しており、依然として厳しい状況にあります。

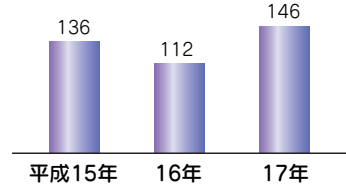


犯罪件数(件)

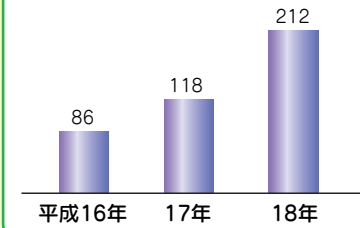


重要犯罪の件数(件)

※重要犯罪:殺人、強盗、窃盗、放火、強制わいせつなどの犯罪



不審者による子どもへの声かけ事案(件)



だから!



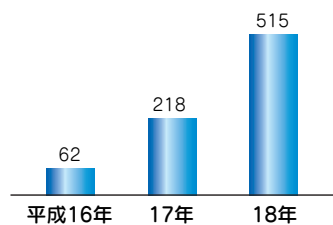
わたしたちにできること...

現在、県内各地では、県民の皆様やボランティアの方々が、様々な防犯活動に取り組んでいます。

防犯パトロールの実施



自主防犯組織数(団体)



自主防犯組織が青色回転灯を装備した自動車などで、通学路などの自主防犯パトロールを行っています。

地域安全マップの作成

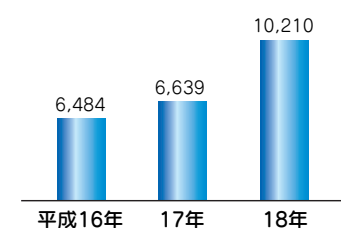


学校では子供たちが犯罪の起こりやすい場所を点検する「地域安全マップ」を作成し、防犯意識を高めています。

子ども110番の家



子ども110番の家・店(箇所)



緊急時に子供たちが駆け込むための「子ども110番の家・店」が、民家や商店の協力で年々増えています。

防犯教室の開催



防犯の意識づくりを行う防犯教室を開催しています。

※各データは、県警調べ

さらに充実・強化
するため

鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例制定

安全で安心して暮らせることは県民すべての願いです。条例の制定を機に、防犯活動の輪を広げていきましょう。

条例の概要

基本理念

犯罪のない安全で安心なまちづくりの取組

1. 県民一人ひとりが連帯意識を持って、互いに支え合う地域社会づくり。
2. 県、市町村、県民、事業者などが、それぞれの役割に応じ、連携・協働。

推進体制

県、市町村、県民、事業者などが参加する「くらし安全・安心まちづくり県民会議」(仮称)の設置

啓発活動

「犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間」(毎年10月11日～20日)の設定

防犯指針

次の7つの分野で県民等の安全確保のためのガイドラインとなる防犯指針を定め環境整備を進めます。

それぞれの役割



1 道路・公園・駐車場・駐輪場



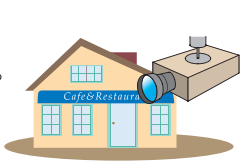
- 防犯灯の設置
- 周囲からの見通しを妨げないよう植栽の剪定、伐採など

2 住宅



- 防犯性の高い玄関扉の設置や確実な戸締まり習慣など

3 商業施設など



- 防犯カメラの設置
- 従業員の安全教育など

4 学校など



- 不審者侵入への対応訓練の実施
- 安全教育の充実 など

5 通学路など



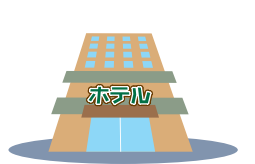
- 子ども110番の家の充実
- 地域安全マップの作成など

6 高齢者・障害者など



- 緊急通報装置などの設置
- 地域による見守り活動など

7 観光旅行者など



- 宿泊施設などの従業員の安全教育
- 観光旅行者などへの情報提供 など

※条例および防犯指針は、県のホームページでご覧になれます。

問い合わせ先: 県庁生活・文化課 ☎099-286-2548